



秋田県公報

田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。
様式第二号を次のように改める。

目 次

ページ

規 則

- 秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(一〇・障害福祉課)……………1
- 秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例施行規則を廃止する規則(一一・子育て支援課)……………6
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(一二・生活衛生課)……………6

告 示

- 地籍調査の成果の認証(一二一・農山村振興課)……………6
- 争議行為の予告(一二二・雇用労働政策課)……………8
- 秋田県土地利用基本計画の一部変更(一二三・建設管理課)……………8
- 入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定(一二四・北秋田地域振興局農林部)……………8
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(一二五・由利地域振興局建設部)……………8

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定(北秋田地域振興局農林部)……………8
- 土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部)……………9

規 則

秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十号

秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則
秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年秋)

様式第2号 申込者告知書(第3条関係)

(A4判)

<table border="1"> <tr><th colspan="2">生保記入欄</th></tr> <tr><td>自治体コード</td><td>加入番号</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>		生保記入欄		自治体コード	加入番号			<h2 style="margin: 0;">申込者(被保険者)告知書</h2> <h3 style="margin: 0;">(心身障害者扶養共済制度)</h3>		<table border="1"> <tr><th colspan="3">県記載欄</th></tr> <tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td></tr> <tr><td>一口目加入</td><td>二口目加入</td><td>1と2の同時加入</td></tr> </table>		県記載欄			①	②	③	一口目加入	二口目加入	1と2の同時加入							
生保記入欄																											
自治体コード	加入番号																										
県記載欄																											
①	②	③																									
一口目加入	二口目加入	1と2の同時加入																									
秋田県知事		様		<p style="text-align: center;">・下記の事項は事実と相違ありません。</p>																							
告知日	年 月 日		*告知書有効期限は、加入希望月の2箇月以内																								
フリガナ			性別	生 年 月 日																							
申込者氏名	(姓)	(名)	① 男	① 昭和	年 月 日																						
			② 女	② 平成																							
申 込 者 の 告 知																											
最近の健康状態	①最近3箇月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。また、その結果、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがありますか。 *(はい)の場合、下記【詳細記入欄】に記入してください。				はい	いいえ																					
過去5年以内の健康状態	②過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。 *(はい)の場合、下記【詳細記入欄】に記入してください。				はい	いいえ																					
	③過去5年以内に下記の病気で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 ある場合は、右の(はい)および下記病名を○で囲んだうえ、下記【詳細記入欄】に記入してください。				はい	いいえ																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>心臓・血圧</td> <td>狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症(※)</td> <td>腎・泌尿器</td> <td>腎炎・ネフローゼ・腎不全</td> </tr> <tr> <td>脳・精神・神経</td> <td>脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症</td> <td>眼・耳・鼻</td> <td>緑内障・網膜の病気・角膜の病気</td> </tr> <tr> <td>肺・気管支</td> <td>ぜんそく・慢性気管支炎・肺結核</td> <td>がん・しゅよう</td> <td>がん・肉腫・白血病・しゅよう・ポリープ</td> </tr> <tr> <td>食道・胃腸・すい臓</td> <td>胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・すい炎</td> <td>子宮筋腫</td> <td>子宮内膜症・卵巣のう腫・乳腺症</td> </tr> <tr> <td>肝臓・胆のう</td> <td>肝炎(肝炎ウイルス感染を含む)・肝硬変・肝機能障害</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>糖尿病(※)・リウマチ・こうげん病・貧血症・紫斑病</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>						心臓・血圧	狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症(※)	腎・泌尿器	腎炎・ネフローゼ・腎不全	脳・精神・神経	脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症	眼・耳・鼻	緑内障・網膜の病気・角膜の病気	肺・気管支	ぜんそく・慢性気管支炎・肺結核	がん・しゅよう	がん・肉腫・白血病・しゅよう・ポリープ	食道・胃腸・すい臓	胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・すい炎	子宮筋腫	子宮内膜症・卵巣のう腫・乳腺症	肝臓・胆のう	肝炎(肝炎ウイルス感染を含む)・肝硬変・肝機能障害			その他
心臓・血圧	狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症(※)	腎・泌尿器	腎炎・ネフローゼ・腎不全																								
脳・精神・神経	脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症	眼・耳・鼻	緑内障・網膜の病気・角膜の病気																								
肺・気管支	ぜんそく・慢性気管支炎・肺結核	がん・しゅよう	がん・肉腫・白血病・しゅよう・ポリープ																								
食道・胃腸・すい臓	胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・すい炎	子宮筋腫	子宮内膜症・卵巣のう腫・乳腺症																								
肝臓・胆のう	肝炎(肝炎ウイルス感染を含む)・肝硬変・肝機能障害																										
その他	糖尿病(※)・リウマチ・こうげん病・貧血症・紫斑病																										
④過去5年以内に、上記③以外の病気やけがで2週間以上にわたり、医師の診断・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 *(はい)の場合、下記【詳細記入欄】に記入してください。				はい	いいえ																						
身体障害	⑤現在身体に障害はありますか。(はい)の場合は、該当するところを○で囲んだうえ、「障害の原因・部位・程度等」欄に詳細を記入してください。				はい	いいえ																					
	機能障害	目・耳・言語・そしやく	障害の原因・部位・程度等																								
	欠損	手・足・手指・背骨(脊柱)																									
変形	手・足・手指・背骨(脊柱)																										
<p>【詳細記入欄】上記①～④に(はい)があった場合は、その内容についてそれぞれ詳細を記入してください。 その内容が「高血圧症(※)」・「糖尿病(※)」の場合は、数値等も記入してください。 なお、記入欄が不足する場合は、告知書を複数枚使用してください。</p>																											
<input type="checkbox"/> はい をつけた該当番号		① ・ ② ・ ③ ・ ④		① ・ ② ・ ③ ・ ④																							
病気やけがの名前・検査名・検査結果																											
診察・検査・治療・投薬を受けた期間	年 月 から 年 月		年 月 から 年 月																								
入院の有無・期間	(無・有) (年 月 から 年 月)		(無・有) (年 月 から 年 月)																								
手術の有無(手術の名前又は内容・部位)	(無・有) ()		(無・有) ()																								
症状経過	<input type="checkbox"/> 完治 ・ <input type="checkbox"/> 治療中 ・ <input type="checkbox"/> 検査中 ・ <input type="checkbox"/> 検査終了(異常なし) ・ <input type="checkbox"/> 経過観察中		<input type="checkbox"/> 完治 ・ <input type="checkbox"/> 治療中 ・ <input type="checkbox"/> 検査中 ・ <input type="checkbox"/> 検査終了(異常なし) ・ <input type="checkbox"/> 経過観察中																								
入院・手術・診察・検査・治療・投薬を受けた医療機関名																											
(※)[高血圧症の場合は記入してください。] 最近の血圧 最大 mmHg 最小 mmHg			(※)[糖尿病の場合は記入してください。] 最近の空腹時血糖値 mg/dl 治療方法()																								
心 身 障 害 者																											
フリガナ			性別	生年月日																							
心身障害者氏名	(姓)	(名)	① 男	① 明治	② 大正																						
			② 女	③ 昭和	④ 平成																						
障害の種類・程度	① 知的障害	① A	② B	① 配偶者																							
	② 身体障害	① 1級	② 2級	③ 3級	② 父母																						
	③ 精神障害	① 1級	② 2級	③ 兄弟姉妹																							
	④ その他	① その他		④ その他親族																							
申込者の心身障害者との続柄 申込者が配偶者、父母以外の場合はその理由																											
生保記入欄																											


(A3判)

様式第十四号を次のように改める。

2 1 15 20
 関節の運動範囲については、障害のある場合には、自動運動範囲を記載して記入願います。

19. 運動麻痺・欠損・短縮

（四肢、手指、足指の切断の場合は、切断箇所にはつきりと線を入れてください。
 四肢の完全運動麻痺の場合は、その部位を斜線で示してください。
 下肢短縮の場合は、その程度[cm]を記入してください。）



検査(計測)日 年 月 日

20. 手指・足指の運動障害(自動運動範囲)	右 (手指・足指)	遠位指節間関節	近位指節間関節	中 手 足 指節間関節	第1指	第2指	第3指	第4指	第5指	※ (-)については、記入の必要はありません。 母指においては、指節間関節とします。	
	左 (手指・足指)	遠位指節間関節	近位指節間関節	中 手 足 指節間関節	伸展度	屈曲度	伸展度	屈曲度	伸展度		屈曲度

21. 四肢関節の運動障害(自動運動範囲)	運動の種類・範囲		MMT(※)	伸展度～屈曲度	内転度～外転度	内旋度～外旋度
	肩 関節	右		～	～	～
		左		～	～	～
	肘 関節	右		～	～	～
		左		～	～	～
	手 関節	右		～	～	～
		左		～	～	～
	股 関節	右		～	～	～
左			～	～	～	
膝 関節	右		～	～	～	
	左		～	～	～	
足 関節	右		～	～	～	
	左		～	～	～	

※MMT(徒手筋力テスト)欄には、結果を0～5の数値にてご記入ください。

22. 回復の可能性と症状の固定についての意見

上記の障害状態を診断された日	年 月 日
症状の固定時期	年 月 日 頃

上記のとおり診断します。 年 月 日

所在地
 病院又は診療所等の 名称
 医師氏名

様式第14号 重度障害診断書(第6条関係)

重 度 障 害 診 断 書

1. 氏 名	男・女	2. 生年月日	年 月 日
3. 障害の種類	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語の機能を全く永久に失ったもの 3. そしやくの機能を全く永久に失ったもの 4. 両上肢を手関節以上で失ったもの 5. 両下肢を足関節以上で失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失いかつ、 1下肢を足関節以上で失ったもの 7. 両上肢の用を全く永久に失ったもの 8. 両下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの 10. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	8. 受 傷 日 (発 病)	年 月 日 <input type="checkbox"/> 医師推定 <input type="checkbox"/> 患者申告
		9. 初 診 日	年 月 日
		10. 入 院 日	年 月 日
		11. 退 院 日 現在入院中	年 月 日
4. 傷 病 名		12. 終 診 日	年 月 日
5. 4 の 原 因	<input type="checkbox"/> 医師推定 <input type="checkbox"/> 患者申告	現在治療中(当院・他院)	年 月 日
6. 障害の部位			
7. 今回()の受傷以前()にあった身体障害	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	13. 前 医	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
14. 今回の受傷(発病)から初診までの経過、初診時の主訴・所見及びその後の経過、障害状態の詳細 治療内容 手術名 手術日 年 月 日			
15. 視力障害	裸眼視力・矯正視力	矯正不能・不適の場合は	
	右 眼 () 左 眼 ()	その理由 ()	検査(計測)日 年 月 日
16. 聴力障害	該当する項目に○印をつけてください。 a. 聴力レベル b. 聴力損失	周波数 500Hz 1000Hz 2000Hz 右 () dB () dB () dB 左 () dB () dB () dB	検査(計測)日 年 月 日
17. 機能障害や害	(下記A～Cのうち該当する項目に○印をしてください。)		
	A. 通常の飲食物が食べられる。 B. かゆ食又はこれに準ずる程度の飲食物であれば食べられる。 C. 流動食しか摂取できない。		
	検査(計測)日 年 月 日		
18. 言語機能の障害	(該当する項目に○印をしてください。)	(原因)	
	(程度) A. 言語機能の喪失(音声語による意思の疎通が全くできない。) B. 言語機能の著しい障害(身振り、書字その他の補助動作がなくては音声言語による意思の疎通が困難である。) C. 言語機能の障害(簡単な単語の発語により意志の疎通がかるうじて可能) D. その他	a. こう頭摘出(1.全部 2.一部) b. 中枢性失語症 c. 構音障害(1.口唇音 2.歯舌音 3.口蓋音 4.こう頭音) ※全不能な場合には○印をお願いします。 d. その他()	検査(計測)日 年 月 日

お 願 い

4 3

訂正の場合、訂正印を必ず押印願います。

○印はいずれかに○印をお願いします。

附 則

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 平成二十一年六月三十日までの間、この規則による改正前の秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第六条第二項第二号(一)に規定する重度障害診断書は、この規則による改正後の秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第六条第二項第二号(一)に規定する重度障害診断書とみなす。

秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十一号

秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例施行規則を廃止する規則

秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例施行規則(平成十八年秋田県規則第五十二号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例を廃止する条例(平成二十一年秋田県条例第十七号)による廃止前の秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例(平成十八年秋田県条例第十八号。以下「旧条例」という。)第四条の規定によりすこやか奨学金の貸与を受けた者で同奨学金の返還を終了していないものについては、この規則による廃止前の秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例施行規則(以下「旧規則」という。)第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条第二項及び第三項(奨学生に係る部分を除く。)並びに第十九条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 旧条例第三条の規定により補助金の交付を受けた指定法人については、旧規則第十八条の規定は、なおその効力を有する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十二号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和三十三年秋田県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第五条中「第二条第三号ロ」を「別表第一第三号イ」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

告 示

秋田県告示第二百一十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年三月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一(一) 調査を行った者の名称
秋田市
- (二) 成果の名称
秋田市の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域
秋田市河辺北野田高野・河辺和田の各一部
- (四) 実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年度
○・三八平方キロメートル
- (五) 認証年月日
平成二十一年三月十二日
- 二(一) 調査を行った者の名称
横手市
- (二) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域
横手市金沢中野・安本の各一部
- (四) 実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年度
○・五〇平方キロメートル
- (五) 認証年月日
平成二十一年三月十二日
- 三(一) 調査を行った者の名称
横手市
- (二) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域
横手市増田町亀田の一部

- (四) 実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年度
○・三一平方キロメートル
- (五) 認証年月日
平成二十一年三月十二日
- 四(一) 調査を行った者の名称
横手市
- (二) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域
横手市平鹿町浅舞・中吉田の各一部
- (四) 実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年度
○・八六平方キロメートル
- (五) 認証年月日
平成二十一年三月十二日
- 五(一) 調査を行った者の名称
横手市
- (二) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域
横手市雄物川町大沢の一部
- (四) 実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年度
○・三八平方キロメートル
- (五) 認証年月日
平成二十一年三月十二日
- 六(一) 調査を行った者の名称
横手市
- (二) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域
横手市大森町の一部
- (四) 実施年度及び認証面積
平成二十年度
○・一八平方キロメートル
- (五) 認証年月日
平成二十一年三月十二日
- 七(一) 調査を行った者の名称
横手市
- (二) 成果の名称

- (三) 横手市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
横手市十文字町・十文字町仁井田の各一部
実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年度
○・一七平方キロメートル
認証年月日
平成二十一年三月十二日
- (四) 横手市
調査を行った者の名称
平成二十一年三月十二日
- (五) 横手市
成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
横手市山内筏の一部
実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年度
○・三八平方キロメートル
認証年月日
平成二十一年三月十二日
- (九) 男鹿市
調査を行った者の名称
男鹿市
成果の名称
男鹿市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
男鹿市船川港字椿の一部
実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年度
一・一〇平方キロメートル
認証年月日
平成二十一年三月十二日
- (十) 湯沢市
調査を行った者の名称
湯沢市
成果の名称
湯沢市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
湯沢市秋ノ宮の一部
実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年度
○・五六平方キロメートル
認証年月日
平成二十一年三月十二日

- (十一) 由利本荘市
調査を行った者の名称
由利本荘市
成果の名称
由利本荘市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
由利本荘市大築・滝ノ沢の各一部
実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年度
一・六〇平方キロメートル
認証年月日
平成二十一年三月十二日
- (十二) 由利本荘市
調査を行った者の名称
由利本荘市
成果の名称
由利本荘市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
由利本荘市矢島町川辺・矢島町木在の各一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度、平成十九年度及び平成二十年度
○・七四平方キロメートル
認証年月日
平成二十一年三月十二日
- (十三) 由利本荘市
調査を行った者の名称
由利本荘市
成果の名称
由利本荘市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
由利本荘市東由利田代・東由利黒湖の各一部
実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年度
一・三二平方キロメートル
認証年月日
平成二十一年三月十二日
- (十四) 大仙市
調査を行った者の名称
大仙市
成果の名称
大仙市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
大仙市刈和野の一部
実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年度

- (十五) 大仙市
調査を行った者の名称
大仙市
成果の名称
大仙市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
大仙市太田町永代・川口の各一部
実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年度
○・六四平方キロメートル
認証年月日
平成二十一年三月十二日
- (十六) 仙北市
調査を行った者の名称
仙北市
成果の名称
仙北市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
仙北市角館町山谷崎の一部
実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年度
○・二五平方キロメートル
認証年月日
平成二十一年三月十二日
- (十七) 藤里町
調査を行った者の名称
藤里町
成果の名称
藤里町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
藤里町粕毛の一部
実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年度
○・四六平方キロメートル
認証年月日
平成二十一年三月十二日
- (十八) 羽後町
調査を行った者の名称
羽後町
成果の名称
羽後町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域

- (四) 羽後町杉宮・貝沢の各一部
実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年度
〇・二二平方キロメートル
- (五) 認証年月日
平成二十一年三月十二日

秋田県告示第百二十二号

平成二十一年三月十三日中通病院労働組合執行委員長森茂から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成二十一年三月二十四日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 事件
 - (一) 賃金及び一時金に関する事。
 - (二) 職員増員に関する事。
 - (三) 労働条件の改善に関する事。
- 二 日時
平成二十一年三月二十六日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。
- 三 場所
秋田市南通みその町三番三十三号

- 秋田市南通みその町三番三十三号
社会医療法人明和会本部
- 秋田市南通みその町三番十五号
中通総合病院
- 秋田市南通みその町四番十七号
中通健康クリニッ
- 秋田市土崎港北六丁目一番五号
港北中通診療所
- 秋田市仁井田湯中町二番四十一号
ふき健診クリニック
- 秋田市中通六丁目十四番十八号
南通訪問看護ステーション及び南通在宅介護支援センター
- 秋田市土崎港北六丁目一番五号
港北訪問看護ステーション
- 秋田市新屋勝平町三番二十一号
割山訪問看護ステーション

- 秋田市手形十七流十番十一号
手形訪問看護ステーション
- 秋田市橋山登町三番十八号
中通高等看護学院
- 大仙市大曲上栄町四番三号
大曲中通病院
- 大仙市大曲上栄町一番九号
大曲中通歯科診療所
- 大仙市大曲栄町一三番六十三号
大曲訪問看護ステーション
- 大仙市大曲日の出町二丁目三番二十七号
大曲みなみクリニック

概要
救急外来患者及び入院患者の保安要員若干名を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第百二十三号

秋田県土地利用基本計画(昭和五十五年秋田県告示第九百六十二号)の一部を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年三月二十四日

秋田県知事 寺田 典城

秋田県土地利用基本計画図中森林地域(秋田市、由利本荘市、にかほ市、仙北郡美郷町、横手市及び湯沢市に係る部分に限る。)及び自然保全地域(由利本荘市に係る部分に限る。)を別図のとおり変更する。

(「別図のとおり」は、省略し、関係図面を建設交通部建設管理課並びに係る市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第百二十四号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)第六条第一項の規定により北秋田市下舟木入会林野整備組合組合長藤原三千夫からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同条第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 申請年月日 平成二十一年三月三日
- 二 縦覧に供すべき書類の名称 北秋田市下舟木入会林野整備計画書の写し
- 三 縦覧期間 平成二十一年三月二十五日から同年四月二十三日

まで
四 縦覧場所 北秋田地域振興局農林部森づくり推進課及び北秋田市産業部農林課

秋田県告示第百二十五号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十四日

秋田県知事 寺田 典城

一 施行者の名称
にかほ市

二 都市計画法の種類の名称
仁賀保都市計画・金浦都市計画及び象潟都市計画下水道事業にかほ市公共下水道

三 事業施行期間 平成五年二月二十三日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地
(一) 収用の部分
秋田県にかほ市両前寺字井戸尻、字山田下及び字谷地並びに黒川字下竹島湯並びに象潟字中谷地、字上谷地、字二階谷地、字立石、字蒲谷地、字上狐森、字坂の下、字四隅池及び字鳥の海並びに関字鳥屋森を加え、両前寺字狐森、字背中当、字前田表及び字家ノ浦並びに平沢字立沢、字前田、字町田、字舟橋、字平石、字田角森、字宝田、字八森、字宮田、字幸ノ木森、字長表、字後ノ浜、字深谷地、字平森及び字大水口並びに院内字タモキタ、字畑ケ田及び字嶋田並びに三森字浜田、字御堂森及び字水上並びに芹田字新中道、字高磯及び字新家ノ後並びに黒川字上竹島湯並びに金浦字花湯及び字古賀の田並びに象潟字下浜山、字源蔵湯、字琴和喜、字大森、字屋敷田、字狐森、字浜山及び字木戸口地内において変更する。

(二) 使用の部分
変更なし

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、大館市沼館字神田表百九十二番地三蛇川忠博ほか十九名から申請があった県営土地改良事業計画を定めたので、

同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(大館沼館地区農地集積加速化基盤整備事業)計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十一年三月二十五日から同年四月二十一日まで

三 縦覧場所 大館市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、昭和土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年三月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

潟上市昭和久保字北野大崎道添百三十五

菅原 寅夫

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
松原繁雄